

平成27年12月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

18番	大 原 功	1 番	伊 藤 勝 巳
-----	-------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 好 彦
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	竹 川 彰
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹
総 務 部 次 長 兼 秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	橋 村 正 則
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 児 童 課 長	村 瀬 美 樹
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
総 務 課 長	立 松 則 明	庁 舎 建 設 長 準 備 室 長	伊 藤 重 行
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
福 祉 課 長	宇 佐 美 悟	介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利

総合福祉センター 所長	村瀬 修	農政課長	安井 耕史
商工観光課長	羽飼 和彦	土木課長	山田 宏淑
都市計画課長	大野 勝貴	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2 議案第44号	弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
日程第3 議案第45号	弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第46号	弥富市税条例の一部改正について
日程第5 議案第47号	弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第48号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第7 議案第49号	弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
日程第8 議案第50号	弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
日程第9 議案第51号	弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
日程第10 議案第52号	弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
日程第11 議案第53号	弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第12 議案第54号	弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第13 議案第55号	弥富市介護保険条例の一部改正について
日程第14 議案第56号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第15 議案第57号	平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
日程第16 議案第58号	平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
(追加提案)	
日程第17 議案第59号	平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
日程第18 議案第60号	平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と伊藤勝巳議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第44号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第3 議案第45号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第46号 弥富市税条例の一部改正について

日程第5 議案第47号 弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第48号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第7 議案第49号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第8 議案第50号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第9 議案第51号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第52号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第11 議案第53号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第12 議案第54号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第13 議案第55号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第14 議案第56号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第15 議案第57号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第58号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第44号から日程第16、議案第58号まで、以上15件を一括議題とします。

本案15件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 通告に従いまして、議案第44号弥富市行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、要するにマイナンバー制度であります。これについて質問をしたいと思います。

特にこのマイナンバー制度は、国会で余り十分に審議をされずに決まってきておると、こういう経過があるわけであり。そういうところから、国民にもわかりにくい、また私も、不勉強と言われればそれまででありますけれども、大変わかりにくいので、きょうは議会できちっと尋ねておきたい。市当局もわからないところがたくさんあるだろうと私は思っておるんですけれども、一応今のところで確認されておる点だけひとつきちっと尋ねたいと思います。最初に、マイナンバー制度の目的と内容について、よくわかるようにひとつできるだけ詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 皆さん、おはようございます。

佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

マイナンバー制度につきましての目的・内容についての御質問でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目的でございますが、税・社会保障・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人であることを確認するためのものでございます。

この条例を制定することで、法律に定めてある事務以外の事務に、市として個人番号（マイナンバー）を使用することができるようにするためのものでございます。

今回の条例改正の部分でございますが、内容といたしましては、別表第1で、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の事務について個人番号（マイナンバー）を利用できるようにし、別表第2で、特別障害者手当等の事務で愛知県の上乗せ手当の支給要件に係る法定手当の認定情報を庁内連携により取得できるようにするためのものでございます。

今後、事務で個人番号（マイナンバー）を利用する場合は、別表第1でその事務を定め、別表第2で庁内連携で取得する特定個人情報と定めることになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 一応今の総務部長の説明によれば、これは大した問題ではないかと思う面もありますけれども、今一番みんなが心配されておることは、やっぱりこのマイナンバー制度によってプライバシーの侵害が起こるんじゃないかと、こういうことが盛んに今言われておるわけであり。

実は、私のところも一昨日ようやく届きました。ところが、うちの者の話として、みんなが慌ててこれは書くべきことではないというようなことを言っておられるんだが、どうするんですかといって私に言うから、きょう一遍きちっと聞いて、それから考えようといって、

私はうちには言ってきたわけであります。これは正直な話です。

ということは、これからだんだん難しい問題が出てくると思いますのは、要するにこのマイナンバー制度によって、今言われたようなものだけで終わればいいんですけれども、続いて次から次へとこれによっていろいろな個人の、私らは戦時中育っていますからあれですが、戦時中には政府によって、あるいはまた地方自治体、あるいは警察当局によって、一人一人の居場所から何をやっておるかということまで全部、1年に2回ぐらいずつ警察当局によってチェックをされてきた、そういう経過があるわけであります。それに近いんじゃないかということも一部感じますので、特に国会で十分な審議がされていないということもありますので、ここの中でメリット・デメリットというような点でわかっておる範囲において、市長の見解を尋ねたいと、こういうように思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） まずマイナンバーの今後の流れでございますが、現在、通知カードが配付されております。まだ届いていないところも少々あるようでございますが、これで今後の予定といたしましては、平成28年1月から個人番号カードの交付、これは希望者のみでございますが、開始されます。

それから、平成29年1月から国レベルでの情報連携が開始されるという予定でございます。

それから、平成29年7月から地方公共団体レベルでの情報連携が開始されるということになっております。

あと、平成30年の10月以降でございますが、民間の利用開始となっております、時期、内容、内容というのは銀行口座とか医療の関係でございますが、こちらについては10月以降から始まるということで、細かい内容はまだ決まっていないということでございました。

それから、メリット・デメリットについての御質問でございますが、メリットにつきましては、1つ目は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができますということでございます。これは、公平・公正な社会の実現ということでございます。

2つ目は、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるということでございます。これは、国民の利便性の向上ということでございます。

3つ目につきましては、行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。複数の業務の間で連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるということでございます。これは、行政の効率化ということでござ

ざいます。

番号制に対する国民の懸念といたしましては、個人情報外部に漏えいするのではないのかといった懸念や個人番号が不正に利用されるのではないのかといった懸念、また国家により個人のさまざまな個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合され、一元管理されるのではないのかといった懸念がございますが、対応といたしましては、制度面における保護措置やシステム面における保護措置がございます。

制度面でございますが、5つございまして、1つ目は本人確認の措置、それから2番目は、番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成の禁止、3つ目は特定個人情報保護委員会による監視・監督、4番目は罰則の強化、5つ目は情報提供等記録開示システムによる情報提供等記録の確認などがございます。

システム面につきましては4つございまして、個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施いたします。2つ目は、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施いたします。3つ目は、アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施いたします。4つ目は、通信の暗号化を実施するなどして、個人情報に対する情報の管理について進め、対応しているというところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今総務部長からいろいろと答弁をいただいたわけですが、メモもなかなかできませんので、一遍きちっと両方に分けて、こういうようになりますよということと、それに対してのメリットとデメリットと分けて、ひとつ文書でいただけないだろうか、こういうように要望したいと思います。

問題は、今国民の中で、今私が申し上げましたように、慌てて書かないと、こういうムードが非常にありますよ、これ。ということは、きちっとしたことが知らされていないと。

特に私が心配をしておりますのは、この裁判というか訴訟が起こってきていますね、これによって。そういうことから、これを拒否した場合どのような罰則があるのか、これがまず1つ。

それから、これが利用されるというか活用できる、両方ですが、個人のほうの活用もあるでしょうし、あるいは行政、あるいは民間、全てのところの活用の問題はあるのではないか、こういうことが心配されておるわけでありまして。できれば、こういうようなマイナンバー制度で今の成功しておるような国の例があったら聞かせていただきたいと思うわけでありまして。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 先ほど議員が御質問されました、国民からプライバシーの侵害を理由に裁判になっているという御質問でございますが、これにつきましては、12月1日にマイナンバー制度の運用は憲法で保障されたプライバシー権などを侵害するとして東京地裁に

提訴されたこと、また東京以外にも仙台、新潟、金沢、大阪の4つの地方裁判所で提訴が行われたということは承知しております。

それから、個人番号を拒否できるのかとか、拒否した場合の罰則はあるのかという御質問でございますが、まず申請時の番号記入拒否の場合でございますが、申請書などに個人番号を記載することが各制度における法的義務であることを御説明させていただきます。記載していただくようお願いはさせていただきますが、それでも拒否をされる場合にはそのまま受理をさせていただきます。

それから、カードの受け取り等拒否する場合でございますが、現時点の回答でございますが、通知カードの受け取り拒否を行うことはできます。その場合、3カ月は市役所にて保管をしなければならないこととなっております。その後、廃棄することになります。必要になった場合は、再交付の扱いになりますので、手数料が必要になります。拒否した場合の罰則はございません。

それから、先進地、成功している国はどうかというお尋ねでございますが、まことに申しわけございません、今のところちょっと確認はしておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今の答弁の中でちょっと疑問を感じるのは、義務であるということになったら、義務を果たさなかったら罰則がつくんじゃないかと思うんですが、義務なのか、希望でいくのか、その点ははっきりとしないといけないと思うんです。

それからもう1つ、これは実は私も余り詳しいことは知りませんが、アメリカはこのマイナンバー制度に近いものがあるんです。ところが、アメリカの場合には、はっきりと福祉番号という形、福祉番号制度ということで、福祉に使うということで、要するに医療とか福祉、教育、それから年金とか、こういうようなものに限定をした福祉番号というのがあるそうであります。だから、今の問題は余り起こらないと。

特に日本のマイナンバーというのは非常に分野が広いわけですね。今答弁の中にもあったように、平成30年10月から、個人の貯金通帳とか預金通帳、全てが税務署に提出せんならんことになるんです。やっぱり自由主義国家というのは、いささかそういうようなものが義務づけられるというのが、これは自由主義国家ではなくて、むしろ社会主義国家のあり方じゃないかなあと、こういうようなことも感じるわけなんです。

そういうことで、確かに地方自治体が今回条例として定めておる分野だけを見ればいいですが、その後次から次へと起こってくるのは、行政だけでなく、銀行だとか、あるいは証券取引所だとか、こういうところが全部マイナンバーを届けるようになっていくんです。もう今、恐らく株を持っておられる方は、配当なんかに全部マイナンバーを届けてくれというやつができておるはずなんです。

そういう点からいくと、大変やっぱり問題が起こってくるんじゃないかなあと、こういうことも考えられるんですけども、今回出された条例の範囲内でおさまればいいけれども、これがそういう発展的に、個人の資産とか預金とか全てに、行政だけでなく、税務署はもちろん、それから銀行とか証券会社とか、こういうところに全て届け出をしていくという、こういうことについてはいささか問題があるんじゃないかなあと、こういうものは想定しておるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員の御質問にお答えするというか、私の意見になるわけでございますけれども、これは今、国から定められて、我々としてはマイナンバー制度についてしっかりと地方自治の中で啓発をし、住民の皆様に徹底していただきたいという中で、先ほど所管の担当部長が説明させていただいたとおりでございます。

今後、さまざまな分野においてマイナンバー制度が利用されるという平成30年あるいは33年以降ということについて、そういうようなことが心配されるわけですが、あくまでも公平・公正な社会の実現であったり、あるいは私どもからすると、国民の皆様の利便性の向上を図っていく、あるいは私ども行政といたしましては効率化を図っていくという形でございます。

今、佐藤議員が御心配の、いわゆる個人情報さまざまな分野で漏れて、あるいはそれが追及されるというようなことが心配されます。こういうような状況になった場合は、マイナンバー制度はやはり行き着くところ、大変だめになっていくだろうと思っております。そういったような懸念はありますけれども、現状としては、先ほど言ったようなメリットということを追求していきたいと考えていかなきゃいかんと思っております。

先日も、愛知県選出の国会議員と私ども市町村の代表者がマイナンバー制度についてお話をさせていただいたこともあります。お名前は申し上げませんが、ある都会の市長さんは、これはやはり社会主義国家における一つの制度のあり方ではないかという形で、やはり自由主義社会であるとか、そういったことに対してはなじまないということをおっしゃっておりました。将来的にそういういろんな応用範囲が出てくると、本当に個人が全て裸になってしまうというような心配、こういうような状況の中で、マイナンバー制度そのものが行き詰まってしまうというようなことも懸念をされるということは意見としてありました。

しかし、今は、先ほども言った住民の皆様の利便性と我々の行政の効率化を図っていききたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そこで、市長も大体認識をしておられると思うんだけど、一旦

こういうの、制度、例えばつくってしまうと、後、取り返しがつかないようになる可能性があるんですね。だから、そこに私は問題が起こるんでないだろうかと。

公平・公正な社会というんだけど、やっぱり努力をした人は努力が報われる社会が自由主義国家なんです。全て平等の原則というのは、これはやっぱり社会主義的な考え方なんです。そういうことから、アメリカなんかでは、これも私もちょっと聞いただけのことからどうなっておるかという細かいことまではわかりませんが、アメリカあたりのナンバー制度は福祉ナンバーという名前なんです。だから、教育とか、今言いましたように医療とか限られたもの、こういうものしか使わないことになっておるんですね。私は、さすがやっぱりアメリカの場合には自由主義国家だなあと、こう感じたわけなんです。

そういうことで、一旦決めてしまうと後に取り返しがつかなくなる可能性もあるという、私は心配をしております。これだけは、はっきりと申し上げておきたいと思います。

それと、今そういうような訴訟が起こっていますので、もうちょっと裁判所の判断を待ってから決めていくようにするのも一つの方法でないかなあと考えておるんです。ところが、地方自治体の場合には一応こういう形で今の条例にするよという、これは拒否はできないかもしれないけれども、慎重に考えるべきものはそういうようなことで、裁判で裁判所がどういう判決を下すか、これも見守る必要がある気もいたします。そういう点で、もう少し慎重に取り扱うことも必要ではないかと、私ははっきりと申し上げておきたいと思います。

特に最近、安倍内閣の政治姿勢というのは非常に私疑問を持つんです。私が一番これから起こり得ることは何であるかという、マイナンバー制度で個人の資産とか、あるいは預金とか証券とか、こういうようなもの全てあぶり出してしまった結果、やっぱりデノミが行われるんでないかなあと。今、国は、昨年末ですか、やっぱり1,056兆円の国債の発行をしておりますが、これの償還、なかなか大変なんですよ。今、全然これを減らす見通しがないんです。ということになると、これをやっぱり償還するには、1つにはデノミを実行して、そして今の物価を上げていく、例えて言えば、1万円のものが100円になるわけです。そして、札がかわれば、デノミは皆さん方経験しておられると思いますが、私らは子供のころに経験しておるわけですが、そうすると、たんす預金とか、いろいろなところのものは全部かえんならんから、これはもうとにかく個人の資産は全部明らかにせざるを得ん。明らかにしないと新札にかえられませんからね。ということになると、1万円のものが100円になったと。あのときはこれ1万円しておったわなあと、100円だから200円ぐらいで買っても、また将来高くなるからいいだろうなんていうようなことで、デノミをやれば物価は必ず上がるんです。これは、過去の先進国と言えども、あるいはまた日本でもそういうことで、デノミをやった後は物価が必ず上がるんです。これをやらなきゃ今のデノミの意味はないんです。そういうことからいくと、私は恐らくデノミの前兆ではないかなあと、マイナンバー制度とい

うのはデノミの前兆ではないかなあと、こういうことも一つ考えておるわけであります。

そこで、私たちは一応いろいろのことをやっぱりよく考えて議論をした上で決めていくことが必要だと思いますが、地方自治体の今は1つにはこういう条例制定をしなきゃならんということだから、これを反対するわけにはいきませんが、将来的には非常に危険なものであるという認識のもとに、これから議論をやってもらいたいと思うわけであります。

そういうことから、今、日本の国は大変危険な政治状況でもあると、憲法改正も今度の選挙では恐らく出てくるでしょうし、そしてデノミはそう簡単に前から言いません。選挙で体制が整ったら一気にやらなきゃ、初めからデノミを出したら、これは国民が警戒してできませんので、デノミは一気にやるんです。これは今までの例であります。

そんなことから、今、大変危険な日本の政治状況があると、こういうことを私は考えておりますので、そういうことも含めて、やっぱり慎重に取り扱いをしていただくことを要望して、私は終わりたいと思います。終わります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 済みません。実は、マイナンバー制度で、今私どもの市民課がてんでこ舞いの状態をしておるわけでございます。この場をかりまして、大変通知カードがおくれてしまっているということに対しても心からおわびを申し上げるわけでございますけれども、そしてまた一部の個人の名前において誤配があったということについても大変御迷惑をかけました。

マイナンバー制度がこれから具体的に市民課を中心として、あと税務課でございますけれども、我々職員もしっかりと勉強して、マイナンバー制度がスムーズに運用できるように努力をしていきたいと思っております。また、議員各位におかれましても御理解をいただきながら、御助言もいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○15番（佐藤 博君） 市長の答弁があったので。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） やっぱり地方分権の時代なんですね。しかも、今は地方失権です。だから、いかんものはいかんということがもうちょっと言えないかんと思うんです。国がこういうふうで制度をつくれと言ったら、はいというだけでなく、もっとやっぱりそういう、これはだめですと物も言える、私はそういう点で沖縄の翁長知事は大変立派だと思っておるんです。ああいうような今の地方自治体の首長がどんどん出てこんと、今の政治状況は極めて危険だということを私はつけ加えて終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私も通告で、議案44号、46号、55号、56号はマイナンバーに関するものでありますので、その取り扱い、特に住民の皆さんにいろいろと御不便を窓口でかける

ようなことがないようにしていただきたいということを中心にしながら、この問題についてお尋ねいたします。

先ほども、マイナンバーの記入を拒否したということで書類の受け付けをしないことはないということが言われましたが、確かに法律で決められておりますし、それからもう1つは、まだいろんな国や地方自治体の制度の中で、マイナンバーを記入する書式になっておるものとなっていないものが混在していますよね。これについて、パブリックコメント中だとか、いろんなことを理由にして、現在は、例えば健康保険の番号だとかマイナンバーとかを選択する仕組みだとか、いろんなことがあるんですが、事業者に対しては国が説明しているんですが、地方自治体に対してはそういう説明も一切していないんですよね。そういうことがわからないと、結局何か手続するときマイナンバーの番号を書いたものかカードを持って歩かなきゃできないということで、そういうことから紛失したり、いろんな可能性もありますが、しかし既に国税庁なんかも、マイナンバーの記載がないことを理由にした書類の受け付けをしないということはないと。記載は法律で義務づけられているものもあるし、現在は選択性のものもある。本当に複雑な仕組みになっている中で、窓口、本当に大混乱すると思うんですね。

そこへもってきて、私のところにも何件か相談があるんですが、やっぱり高齢期のひとり暮らしだったり、お年寄りだけの人たちだったりだと、ああいう文書を見てもよくわからない人って結構おりますよね。そうすると、今の市のいろんな制度の中でも、例えば一定の年齢の高齢者の皆さんの医療無料制度なんかの無料証を出すときもそうですが、今、少なくとも県以上が決めておる書類のほかに、弥富市はさらにそれにその間の水道料金だとか家賃の領収書を沿えるとかという、そういうことをしておる例があります。

実際の運用の状況を見ますと、職員の皆さんのきちんとした対応がされておるところでは、そういう書類に対して、少なくとも法律上で定められたり、きちんと県以上の様式の中で定められている書類さえそろっておれば、手当やなんかは支給をするとかということもありますが、もう一方で、その要件がそろっていないと窓口で受け付けないというのも現に、県以上の制度で定められた要件の様式さえそろっておれば、一方では手当を出す。ところがもう一方で、市の単独の無料制度、高齢者の人たちに対するひとり暮らし老人の非課税の無料制度なんかを、今言った市の定めた書類、県や国の制度を超えるような家賃の領収書だとか、それから水道料金の領収書だとか、本当にその人の名義になっておって、ひとり暮らしになっているかどうかを常時確認する必要があるというような言い方をされて、そういうものがそろわなければ受け付けないということを窓口で言われる職員の皆さんもおるというふうに、非常に今の仕組み中でも弥富市の事務の執行というのは職員の人の理解によって、実際に住民との間で差がある状況が私もこのところ何件か見てきたんですが、まず私が一番最初に

お尋ねをしたいのは、そういうものを十分市民の人たちが理解できない状況のもとでも事務がスムーズにいくというのは、必要な書類はきちんと受け付けることだと思いますし、または必要なサポートをしていただくということだと思いますが、そういうところで非常に今混乱しておる中で、それぞれの窓口も大変な状態だと思うんですが、まず何よりも市民の利益を優先するという立場で対応していただくことができるかということを最初に確認させていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お尋ねの件でございますけれども、これは窓口対応のことかと思っております。議員の言われます添付書類等ですね、そういったものはどういう制度におけるどういうものかというのはちょっとわかりかねるところがあるわけですが、今のお話ですと、生活保護の関係の制度のもののお話かなあとは思っております。こういったものにつきましても、課の中で統一した見解の中で対応させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回、マイナンバー制度が具体的に窓口で対応することになりますと、私どもとしては、福祉課、税務課、あるいは保険年金課、介護高齢課、こういったところが一番、窓口の中では申請書類等も含めて多いものですから、そんなところになるわけですが、住民の皆様が、先ほども言うておりますように、不利益なことにならないように、極力努めていかなきゃならない。あるいは、マイナンバー制度そのものについて、番号を御存じない方もお見えになるかもしれません。そういった中で照合させていただいて、番号を記するというようなことについては説明をさせていただきます。きちっと説明をさせていただいて、それでもマイナンバーを書くことについて拒否された場合においては、これはもうやむを得ないと思っております。

しかし、先ほども出ておりますように、いろんな添付書類というようなことが必要になってきますと、従来どおり有料になってくる部分もあるわけでございますので、番号をきちっと記入していただくことにおいて、私どもとしての行政の効率化というような状況の中で連携がとっていけるというようなこともございますので、ぜひそれにつきましてはよく御相談の上、よく話をさせていただいた上で番号を記入していただいたほうがベターかなあとは思っております。いずれにいたしましても、個人の方が不利益になるようなことは決してないようにしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、民生部長の答弁ですと、統一したということで今の制度についてもやっているというお話なんですが、私が直接経験をしたのは、1つは児童扶養手当、母

子手当の関係ですね。ここも結構厳しいそういうチェックがあるんですが、ただ弥富市が独自に設けたそういう添付ですね、これがない場合でも、実際にしょっちゅう行っていますからね、事実も確認できるし、県以上が定めた様式の証明がそろっておるものについては、児童課は手当を支給しています。書類にはないともらえない場合がありますと書いてありますが、弥富市が独自に定めた上乘せ基準、本人をチェックする、それがなくても手当を出しておる事例があります。

それから、保険課の対応でいいですよと、要するに、家賃だとか、しかも1回だけじゃなくて一定期間、半年だとか数カ月の家賃や水道料金や電気料金の領収証を添付することが要件になっていますよね。それがないと、そういう仕組みになっていますからということで、私が相談したら窓口で断られました。

だから、結局なぜ私がそういうことを言うかということ、ちょっと認知症が始まっておるひとり暮らしの、幾らそれをお願いしても、私、相談を受けて、そういうものをきちんと残しておいてくださいと言っても、全部捨ててしまうんですね。そうすると、結局持っていきようがないですよ。そういう人たちが、既に市内にもそう珍しい状態じゃないような、今やっぱり高齢化社会の中で発生しておりますので、市の基準に定めた要件を基本的に満たしているという確認ができる状況なら、水道料金や家賃やそういうものの領収証を全部、半年なり数カ月備えるということがなければだめというような窓口の対等というのは、やっぱり私は改めるべきだと思いますから、それは要望しておきます。

ただ、このマイナンバーで、今言われたんですが、実は税務当局だとか市町村は、本人が提出しなくても、このナンバーを勝手に使うといっちはおかしいですが、できる仕組みになったんですよ。そうでしょう、総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 特殊な例。

○5番（三宮十五郎君） いや、特殊じゃないの。だから、特殊な例じゃなくて、こういうことです。正確に申し上げますと、民間は本人からの番号の提供を受けなければ番号を取得できませんが、自治体や税務当局などの番号利用機関は、本人からの番号提供に関係なく、番号地方公共団体情報システム機構から取得し、管理できる仕組みとなっております。これは事実ですよ。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

先ほど佐藤議員のところでもお答えをさせていただきました、まず目的・内容についてという御質問のところ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これの目的でございますが、税、それから社会保障、災害対策の分野について効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報を同一人であることを確認するための

ものでございますので、この税と社会保障と災害対策の分野については法律で決められておりますので、使用ができるということになっておると考えております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 実は、本来の目的に沿った利用は本人の届け出なしでもできるというのが、地方自治体や、それから税務当局、そういう基準になっているんです。したがって、なぜ届け出なきゃいかんかという疑問まで出ておるんです。

そういうことで、自治体や税務当局は、本人の届け出がなくなってもできますと。それは、今部長から説明されたように、そういう目的のためにやるんだから、目的にかなったものについては、民間はできないが、地方自治体はできますと。そしたら届け出る必要ないですよ、そういう制度だったら。かえって皆さん忙しい思いをしてやらなきゃいかんような。やっぱり本当に矛盾のある制度だということと、それからもう1つは、実際にはこのシステムを運用していく上でいうと、国、地方自治体も含めてですが、大手のコンピューターとか、ITの企業のサポートを受けておまして、そこからたくさん関係当局にかかわるような政治家などに政治献金が行われているということも昨今の新聞で報道されております。

国民に対する統一的な識別をするということを用いて、住民基本台帳制度ができましたよね。これができると非常にメリットあるようなことを言われてされたんですが、ところが実際には海外によく行く人たちについては多少メリットはあるかもしれませんが、普通の国民の日常生活には住民基本台帳ができたことで本当にメリットだとは言えないような状態だった中で、今度はまた独立した仕組みをつくって、そしてそれにまたさまざまな情報をひもづけしていく。しかも、今の制度は、銀行は任意なんです。だけど、そうしながら、今佐藤議員が質問したように、全部の情報がひもづけされていくということについて、ほとんどの国民がそういうものだという理解はまだしていないですよ、はっきり言って。

それともう1つ大切なことは、この問題が、前に総務委員会でも私質問したときに、例えばセキュリティーについていうと、暗証番号や、そういうのをを使うから大丈夫だというのが総務常任委員会のセキュリティーが漏れないという理由だったんですね。だけど、今日のこの仕組みでいいますと、例えば年金問題の漏えい問題が大きな問題になって、国がそういう対策をきちんととることを全国の自治体に指示をして国会で問題になったんですが、それでもそれを守らずに、結局番号づけを行った市町村が全国で2割近くあるというんですよ。きちんと決められたことが、国として、あるいは自治体として守られない。

情報の漏えいということを用いて、大きく言って2つある。1つは民間。90%は中小企業ですから、それに見合うようなセキュリティーを設けることは至難だということと、もう1つは自治体がそうなんだと。大体自治体そのものがこういう問題について、今日の電子社会の中での情報管理の問題について、ほとんどその一番肝心なことを理解していない自治体が

まだかなり存在しておるといふかな、そういう状態が国会でも、政府もこの審議の中で認めている中で、こんな形で本当に皆さん忙しい中でやっていくということについては、今市長もちょっと言われたんですが、立場上、それは法律に決められたものですからやらざるを得んと思うんですが、しかし本当に今の時代に、あるいは90%の中小企業が本当にできるかどうかということを考えたら、私はやっぱりこの問題については、ここでやるとかやらんとかという答弁を求めたって、それはできない話であります、やっぱり地方自治体として市長会なり知事会なり、そういうところでやっぱり本当に、今の行政の効率化を図るとか、そういうことになるということを経済の御旗にしておりますが、現実にはできるかどうかということも含めて、本当にこれは再検討していただくことを考えていただきたい。これは答弁をしてよといっても難しいことです。ですから答弁は求めませんが、そういうことを要望して、この問題には対応していただくことを要請して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

本案15件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第59号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第18 議案第60号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第17、議案第59号、日程第18、議案第60号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 改めまして、おはようございます。

本日提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案2件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第59号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）及び議案第60号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、当初予算編成時の配属予定職員と実際に配属した職員に支払う給料等の差額を精査するものであります。

議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は総務部長に説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御説明いたします。

議案第59号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,944万円を減額し、歳入歳出予算の総額を149億3,940万8,000円とするものであります。

内容といたしましては、当初予算編成時の配属予定職員と実際に配属した職員に支払う給料等の差額を精査等いたしました結果、予算の減額を計上するものでございます。

次に、議案第60号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ435万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,564万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、一般会計と同様でございますが、当初予算編成時の配属予定職員と実際に配属した職員に支払う給料等の差額を精査した結果、予算の減額を計上するものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 質疑というよりも、こういう補正予算等を提案される場合には、議会運営委員会が開かれておりますので、そういうところで説明をしていただいて、やっていただいたほうがいいんじゃないかなあと。これ議会運営委員会には出ていなかったわね。出ておったかね。私、議会運営委員会では聞いていませんが、その点はどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 最初の議会運営委員会で、人事院勧告の関係の臨時会があるのではないかという話で、それを待ってあったことがありまして、当初の議案では出せなかったということで、議会運営委員会で、当初の人事の配置予定と実際の配置予定にやっぱりどうしても異動がありますから、その分だけの予算については議案質疑の日に提案させていただけるんですけど、一般質問の初日に配付させていただいてあるということで、議会運営委員会ではそのようにお話をさせていただいております。

ですから、重立った内容については、先ほど説明したとおり、職員の異動に伴うものということですので、それぞれまた委員会で御審議いただきたいということでもあります。ですから、人事院勧告に伴うものについては、またこれは3月になるかなあと考えております。そんな内容でありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） だから、要するにこの前議会運営委員会があったんだから、そのときにこういうようにということで出すべきが一番スムーズに運ぶことじゃないかなあと。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 議会運営委員会で、そのときはまだ数字が詳細は把握できておりませんので、ただこういった内容の中日に提案させていただくということで御了解をいただいております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ですから、議案ができれば議会運営委員会に出していくというのが一応ルールじゃないかなあと。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） そのとおりでありますけど、それであれば、議会運営委員会で私お話ししたときに、議会運営委員会でもう一回開いてほしいという話でいただければ、私ども説明をさせていただいたと思っております。

最初の議会運営委員会でそのお話をしたときに、それでいいですよという話になりましたから、議案を配付させていただいたと。だから、中身について特に私が説明したと違ったことはありませんので、議会運営委員会で開いていただいてもそれは結構であります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 議会運営委員会を開いてもらっても結構ですという、そんな答弁はちょっと失礼だよ。きちっと、できたら、一応議会運営委員会に見せて、そして今までのルールからいったらみんなそうでしょう。そういうことで、例えば議会運営委員会が開けなかったら、議会運営委員長と議長等で調整していただいて出していただければいいんだが、普通こういうような、これはもう最終調整ですわね、この予算。最終調整の予算は3月の補正予算で大体やるのが一般的でしょう。ところが、今回は12月に補正予算が出ておるでしょう。出ておって、この件だけがまた追加になったわけでしょう。そうじゃないですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） だから、最初に補正予算を出したときに、給与関係については間に合わないから別途出させていただくと、そういうふうにお話しさせていただいております。

それで、ただ何でおくれたかという理由は、たまたま人事院勧告に基づく議案が国は通っていないということで、私だけ先に出すわけにいかんわけですよ。ですから、臨時会があるんじゃないかという前提、これは国ですよ、ということで、議案のいわゆる作成を待っておったわけです。ですから、初日にはお渡しはできなかったということで、その旨は最初の議会運営委員会でもちゃんとお話をさせていただきました。そういった中で、この給与関係の異動に伴うものについては出しますと。それで、人事院勧告に基づく補正については、もう明らかにことしじゅうにはできないということが国でわかっておりますので、その分を除いた、いわゆる給与の異動に伴う分だけを出させていただくということは、ちゃんと説明をさ

せていただいております。

その中で、再度議運を開きますよという話はなかったし、わかりましたという了解をいただいていたものですから配付させていただいたということでもありますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ですから、議案ができれば、例えば正・副議長と正・副議運の委員長にでも、こういうふうにできましたというように、それを示して出されるほうが、一応形としてはいいんじゃないかということを私は申し上げておるの。いいですか。こんなことで議論することではないが、議会の運営上の問題、そういうこと。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、佐藤議員のおっしゃることもよく理解できますので、我々としては、きちっと説明させていただいたということに対する、その最後のところの詰めが少し甘かったかなあと思っておりますので、今後そういうことのないようにさせていただきたいと同時に、議員各位にも御理解をいただきたいと思います。

今回、国で臨時議会が本来は開催されるところが開催されなかったものですから、人事院のほうからについてもこの給与等の問題について、どこの一部事務組合でもそうですけれども、それに伴う臨時議会はやっておりません。少し行き違いのところもありますけれども、今後十分気をつけるので、議員の皆様にも御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） わかればいいことだが、お互いにみんな、例えばぱっと出されると、確かに議会運営委員会で話はありましたよ、初めに。ところが、ぱっと出てきたら、ほかの人はみんな知らんわけですよ。あれ、これまた出てきたかなあという。そういうこともあるから、一応そういうようなルールをされたほうが円滑にいくんじゃないかということで、悪いということじゃなくて、円滑にいくためにはそういう方法がありますよということを申し上げたわけです。いいですか。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託をします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功

同 議員 伊 藤 勝 巳

